計画的年次有給休暇付与に関する労使協定書

国立大学法人東北大学と経済学研究科事業場労働者過半数代表者とは、年次有給休暇の取得の時季に関し以下の通り定める。

第１条（対象となる休暇）

計画年休の対象となるのは、計画年休取得日において各人が有する年次有給休暇のうち５日を超える日数とする。

第２条（対象となる職員）

計画年休の対象となるのは、原則として事業場の全ての職員（再雇用職員・准職員・時間雇用職員など、国立大学法人東北大学就業規則第３条第２項に定める者を含む。以下同じ）とする。

第３条（年次有給休暇のない者）

計画年休取得日において、個人で取得すべき５日を除いた年次有給休暇が当該付与対象とされる日数を下回る職員については、特別の有給休暇を付与するものとする。

第４条（取得時季）

本協定にもとづき年次有給休暇を付与する時季及び日数は別添カレンダーのとおり３日間とする。ただし、上記の休暇は、本人の届出がない場合でも取得したものとして取り扱う。

第５条（協定の有効期間）

本協定は、2007 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までを有効期間とする。

2007 年４月１日

労働者過半数代表　国立大学法人東北大学大学院経済学研究科

教授　　印

国立大学法人東北大学大学院経済学研究科

研究科長　　印

計画年休取得日は、8 月 13 日（月）、14 日（火）、15 日（水）です。